

# 厚木市災害廃棄物処理計画（風水害編）

## 1 計画策定の趣旨

本計画は、今後、起こると予想される風水害により発生した廃棄物処理に際し、平成30年3月に策定をした「厚木市災害廃棄物処理計画」に加え、風水害の特有な条件を付し、迅速かつ適正に処理及び再資源化の推進を図るとともに、市民の生活環境を保全し、速やかに復旧、復興を推進していくことを目的に策定します。

## 2 処理の基本方針

### (1) 迅速かつ適正な処理

平常時と同様に廃棄物の適正な処理体制を確保し、迅速かつ適正に処理することにより、公衆衛生上の支障を防止し、市民の生活環境を保全します。

### (2) 最長3年以内の処理

早期に復旧・復興ができるよう発災から最長で3年以内の処理を目指します。

### (3) 市内処理及び広域処理

できる限り市内処理するとともに、広域処理が必要な場合は県内処理施設を最大限活用し、早期の復旧、復興を目指します。

### (4) 他の計画との整合

一般廃棄物処理基本計画、地域防災計画及び県の災害廃棄物処理計画との整合性を図るとともに、災害廃棄物の再資源化、適正処理に努めます。

## 3 発災前後の局面ごとの対応事項

災害廃棄物の処理は、発災前後の局面ごとに求められる役割があり、各局面を、平常時（災害予防）、事前準備（発災前）、災害初動対応期、災害応急対応期、復旧期及び復興期に区分して対応することとします。

なお、事前に災害の発生が想定できる台風や集中豪雨等については、事前配備段階において、処理施設の安全対策等を実施します。

## 4 対象とする災害及び災害廃棄物

### (1) 対象とする災害

本計画の対象とする災害は、台風や集中豪雨等に伴う洪水及び内水、並びに台風や竜巻等に伴う風害を対象とします。

表1 本計画で対象とする災害

対象とする 災害	洪水（河川の氾濫又は堤防の決壊により発生する浸水） 内水（排水施設の能力を超える大雨によって雨水が排除しきれずに発生する浸水） 風害（台風、竜巻等の強風により発生する建物破損、倒木）
-------------	---

## (2) 災害想定における災害廃棄物等発生量

災害想定における災害廃棄物発生量は、洪水浸水ハザードマップに基づき「想定し得る最大規模の降雨」を対象に算出します。浸水想定区域における被害区分別の家屋数又は世帯数に発生原単位を乗じることにより推計しました。発生量の推計は、被害区分を全壊、床上浸水と床下浸水に分け、被害区分に応じた原単位を乗じることによって算出しました。

表2 被害区分別の被災家屋棟数及び世帯数（想定最大規模降雨）

被害区分	洪水（河川名）							内水
	相模川	中津川	小鮎川・荻野川	玉川・細田川	恩曾川	善明川	山際川	
全壊（棟）	1,610	135	104	1	440	0	0	0
床上浸水（世帯）	25,974	7,824	22,883	2,694	12,998	0	3	153
床下浸水（世帯）	2,691	680	6,170	1,796	2,385	15	34	22,000

表3 本計画で取り扱う廃棄物推計量の考え方

本計画で取り扱う廃棄物推計量の考え方	想定し得る最大規模の降雨により相模川、中津川、小鮎川、荻野川、玉川、細田川、恩曾川、善明川、山際川の洪水による氾濫及び内水による浸水が同時発生したと想定し、浸水範囲の重なる場所は、浸水ランク(浸水深)が高い方を採用して、災害廃棄物発生量を推計
--------------------	---

表4 本計画で取り扱う廃棄物推計量

組成	本計画で取り扱う廃棄物推計量 ト
可燃物	57,490
不燃物	204,808
コンクリート	156,282
金属	22,457
柱角材	8,084
合計	449,120

## 5 対象とする災害廃棄物の種類

本計画において対象とする災害廃棄物の種類は、厚木市災害廃棄物処理計画（平成30年3月策定）の種類を基本とし、風水害の特性を考慮した廃棄物を対象とします。

また、便乗による廃棄物（廃タイヤや廃家電等）が混入することがあり、便乗防止対策が必要です（広報や現場指導、看板設置等の注意喚起）。

表5 風水害に伴う災害廃棄物の特徴

水害による 廃棄物の種類	水害に伴う災害廃棄物の特徴
片付けごみ (粗大ごみ等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭や汚水が発生。</li> <li>・量や粗大ごみが多量に発生するため、作業に重機が必要。</li> <li>・収集運搬車両には平積みダンプ等が必要。</li> <li>・発酵により発火の可能性がある量、爆発の危険性のある流出したガスボンベなど、収集・保管には注意が必要。</li> </ul>
し尿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水没した便槽や浄化槽の清掃で発生するし尿や汚泥は、公衆衛生の確保のため、速やかに処理し、周辺の清掃、消毒が必要。</li> </ul>
流木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水により流木が大量に発生。</li> </ul>
風害による 廃棄物の種類	風害に伴う災害廃棄物の特徴
屋根材・壁材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強風により家屋等が被害を受け、建設廃材系の屋根材や壁材が大量に発生。</li> </ul>
倒木・枝葉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強風により樹木の枝折れや倒木が大量に発生。</li> </ul>

## 6 組織体制・指揮命令系統

災害廃棄物処理は、環境農政対策部がその役割を担いますが、災害対策本部、その他関係対策部と連携して、処理に当たります。環境農政対策部内には、総務、収集、施設、し尿の担当を配置し、迅速かつ適正な廃棄物処理を実施します。

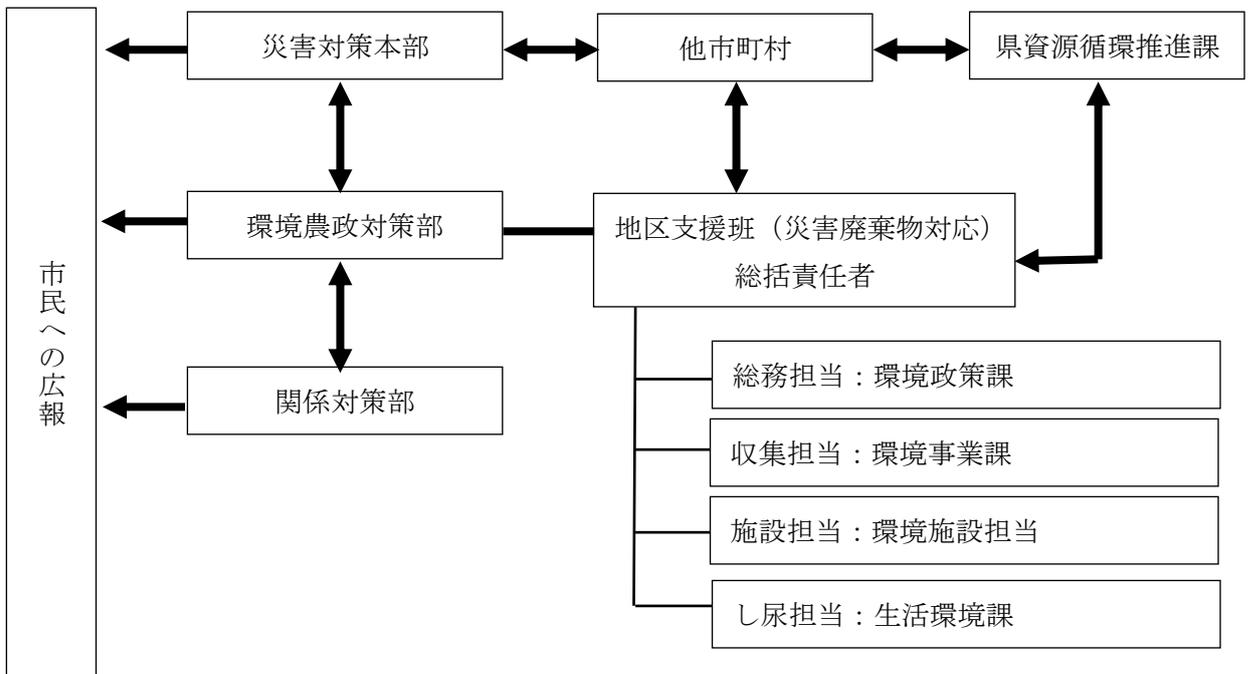


図1 災害廃棄物処理に係る組織体制

## 7 処理スケジュール

スケジュールは、想定された災害廃棄物 450 千トンを概ね最長 3 か年で処理するスケジュールであり、概ね 1 ヶ月で処理実行計画を策定し、約 3 ヶ月程度で広域処理の手続きを完了させることを目標とします。なお、水害による廃棄物は腐敗性が高いため、できる限り迅速な処理をします。

表 6 処理スケジュール

対応時期の区分の目安 災害廃棄物処理に関わる 作業区分	災害予防 平常時	事前準備	災害初動対応期		災害応急対応期		復旧期		復興期	
		発災前 1週間	発災時	3日	2週間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	2年目	3年目
<b>【計画・進行管理】</b>										
処理計画	・策定と見直し	内容確認、	計画の遂行 (必要に応じ継続)							
災害廃棄物量の算定	・算定方法確認 ・演習の実施					見直し			必要に応じ継続	
処理実行計画	・基本方針策定 ・委託方法検討					見直し			必要に応じ継続	
災害廃棄物処理事業費 補助金関連事務	・制度の把握 ・手続きの確認						必要に応じ継続		必要に応じ報告	
処理の進捗管理	管理様式作成 委託内容整理						報告データを作成		必要に応じ継続	
<b>【災害廃棄物処理】</b>										
道路啓開	・啓開計画策定				必要に応じ継続					
応急活動	・活動内容整理				必要に応じ継続					
一次仮置場の設置・運営	・候補地の整理 ・管理法の整理	候補地の確認等								
二次仮置場の設置・運営	・候補地の整理 ・管理法の整理			位置決定、 契約等手続き、準備					必要に応じ継続	
災害廃棄物の処理(市内)	・維持管理 ・強靱化 ・処理方法把握	応急措置		点検・補修					必要に応じ継続	
(広域処理)	・協定締結 ・委託事務把握	事前連絡				方針決定、協議、契約、準備			必要に応じ継続	
し尿処理	・維持管理 ・強靱化 ・処理方法把握	応急措置		点検・補修					必要に応じ継続	

※事前準備は、台風等の発災が予想可能な災害のみの対応

## 8 収集・運搬

基本的には、地震時と同様の車両を使用しますが、し尿収集において浄化槽や便槽に土砂が流入した場合には、汚泥吸引車等を調達します。

## 9 仮置場

仮置場は、「災害廃棄物等処理計画の策定に関する仮置場等の確保に係る基本方針」(平成 29 年 3 月策定)に基づき、公有地をはじめとする空地情報から、発災後、速やかに対応できるよう備えます。基本的には地震時の仮置場を使用しますが、浸水により使用できない場合を想定し、発災時に設定します。

なお、仮置場の条件として、風水害時には浸水エリア外とし、設置時期については、一次仮置場は発災から 3 日以内、二次仮置場は発災から 1 箇月程度とします。

## 10 水害特有の災害廃棄物等の処理

### (1) 畳

ごみ処理施設において、施設に投入できるように、切断や破砕等の前処理を行う必要があることから、一度に大量の畳を処理することが困難です。また、水に浸かった畳を分別した後、1か所に集積した場合、内部のい草が発酵し、火災が発生する恐れがあるなど、速やかに実行することが望ましく、広域処理等の処理体制を構築します。

### (2) 危険物（消防法で定める危険物）

災害廃棄物の処理では、他の廃棄物と隔離して、火気や高温を厳禁とし、火災や爆発の危険の少ない場所に一時的に保管し、速やかに専門の処理業者等で処理します。

### (3) 高圧ガスボンベ

ガス容器は内部温度上昇による爆発の可能性があるため、取り扱いには注意が必要です。ボンベの内容物の確認（塗色等による確認）、運搬時の衝撃防止、火気の忌避などに留意して処分します。

### (4) 流木

斜面崩壊や水害等で発生する流木は、取り扱いの困難な大径木が大量に発生することが課題であるため、破砕選別のための作業ヤードと堆積場の機能を備えた仮置場を確保するほか、一次仮置場に一時的に仮置きし、破砕選別のための二次仮置場が整備され次第、順次搬出し、処理します。

### (5) 土砂

濁流に伴い発生する土砂は、汚泥状の混合物であり、取り扱いや保管場所の確保に困難なため、埋戻し材、盛土材等の土木資材としての有効利用を優先し、適正に処理するとともに中間処理及び有効利用します。

## 11 風害特有の災害廃棄物等の処理

### (1) 屋根材・壁材

台風や低気圧等による強風や、竜巻等の突風により家屋等が被害を受け、建設廃材系の屋根材や壁材が大量に発生します。住宅屋根用化粧板や、壁材の断熱材、吸音材等は可燃物と石綿を含有している場合があります、分別ルールに留意し適切に処理します。

### (2) 倒木及び枝葉

台風や低気圧等による強風や、竜巻等の突風により、倒木や飛散した枝葉が大量に発生するため、早期の撤去が求められます。処理施設や資源化施設での受入れが追いつかないこと、堆肥等への処理に時間を要すること等に考慮し適切に処理します。

なお、倒木の量が膨大な場合は、流木と同様の処理を実施します。